破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１２４４号
愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字栗之木谷40番地１
債務者　田中　照美
１　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２４５号
愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字栗之木谷40番地１
債務者　田中トシエ
１　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２６７号
名古屋市中川区野田１丁目93番地　坪井アパート１Ａ号
債務者　伊藤いつ子
１　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４３７０号
大阪府東大阪市日下町４丁目２番10―109号
債務者　谷田　晴美
１　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１４４号
岡山県倉敷市広江１丁目10番27号
債務者　長谷川加往
１　決定年月日時　平成21年６月16日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月７日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２００号
岡山県倉敷市玉島中央町２丁目10番10号
債務者　守屋　晶子
１　決定年月日時　平成21年６月16日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月７日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２０４号
岡山県倉敷市中畝４丁目15番39号
債務者　佐伯　昌江
１　決定年月日時　平成21年６月16日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月７日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第１３９６号
札幌市東区北丘珠３条２丁目１番27号
債務者　杉浦由美子
１　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５２５号
札幌市中央区南６条西７丁目５番地２　82松井ビル701号
債務者　渡辺佳奈子（旧姓長田）
１　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６３６号
札幌市白石区平和通10丁目北３番１号　ハイツ栄信Ｅ棟102号
債務者　松川　勝義
１　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６３７号
札幌市白石区平和通10丁目北３番１号　ハイツ栄信Ｅ棟102号
債務者　松川　朱実
１　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６４７号
札幌市東区北24条東13丁目２番12号　第２岩崎マンション101号
債務者　和泉　藤枝
１　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６５２号
札幌市手稲区稲穂２条７丁目２番20号
債務者　市岡　直樹
１　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６６２号
札幌市清田区清田７条３丁目29番27号
債務者　平瀬　政敏
１　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６８２号
札幌市豊平区平岸３条11丁目６番23号
債務者　竹村登代子
１　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６８５号
札幌市白石区菊水１条１丁目２番11―101号
債務者　高野恵利子
１　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７００号
札幌市手稲区新発寒７条１丁目５番11号　セコンズ７―205号
債務者　松下　英生
１　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部